

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について (第17報)

1. 新型コロナウイルス感染症の確認状況

(1) 市内

(4月27日公表時点)

陽性確認月	令和2年	令和3年				合計
	~12月	1月	2月	3月	4月	
患者数	37人	6人	4人	1人	9人	57人

(参考) 緊急事態宣言発令期間 (島根県は対象外) : 1/8 ~ 3/21, 4/25 ~

(2) 県内

(島根県ホームページより 4月27日公表時点)

市町村	患者数	うち死亡者	市町村	患者数	うち死亡者
松江市	200人	0人	海士町	9人	0人
出雲市	57人	0人	大田市	4人	0人
浜田市	16人	0人	奥出雲町	2人	0人
安来市	13人	0人	邑南町	1人	0人
益田市	12人	0人	県外	13人	0人
雲南市	11人	0人	計	338人	0人

※入院または宿泊療養中 : 41人

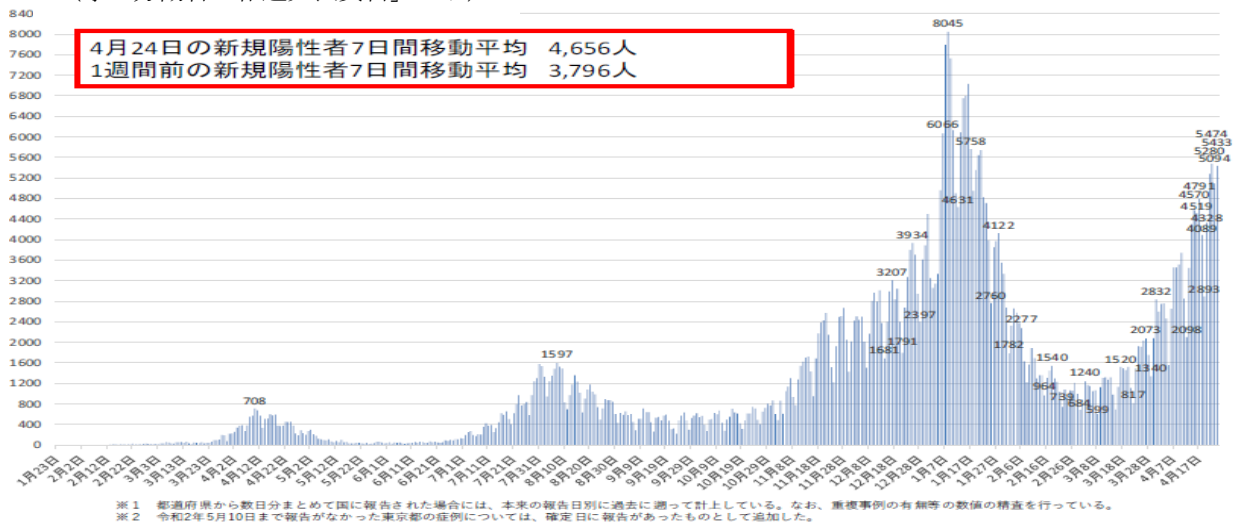
(3) 国内及び世界

(厚生労働省「報道発表資料」より 4月26日公表時点)

国等	患者数	うち死亡者
日本	556,863人	9,972人
クルーズ船 (ダイヤモンド・プリンセス号)	712人	13人
その他の国 (192の国・地域)	146,277,192人	3,096,483人
合計	146,834,767人	3,106,468人

新型コロナウイルス感染症国内発生動向 (報告日別新規陽性者数) 【4月25日公表時点】

(厚生労働省「報道発表資料」より)



【ステージ判断のための指標】

		ステージⅢの指標	ステージⅣの指標
医療提供体制等の 負荷	① 医療の逼迫具合		
	確保病床使用率	20%以上	50%以上
	入院率	40%以下	25%以下
	重症者用病床使用率	20%以上	50%以上
	② 療養者数	20人 /10万人以上	30人 /10万人以上
感染の 状況	③ PCR 陽性率	5%以上	10%以上
	④ 新規陽性者数	15人 /10万人/週以上	25人 /10万人/週以上
	⑤ 感染経路不明割合	50%以上	50%以上

※入院率の指標については療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。

○緊急事態措置（4都府県）、まん延防止等重点措置実施区域（7県）及び島根県の医療提供体制等の状況（厚生労働省ホームページより 4月25日公表時点）

		①病床の逼迫具合(%)			②	③	④	⑤
		確保病床 使用率	入院率	重症病床 使用率	療養者 数(人)	PCR 陽性 率(%)	新規陽性 者数(人)	経路不明 割合(%)
	ステージ3	20%↑	40%↓	20%↑	20人↑	5%↑	15人↑	50%↑
	ステージ4	50%↑	25%↓	50%↑	30人↑	10%↑	25人↑	50%↑
緊急事態 措置区域	東京都	27.2	30.9	35.9	38.2	5.5	34.40	60.5
	大阪府	82.3	12.0	90.1	157.8	10.1	89.35	63.2
	兵庫県	82.6	16.7	74.2	75.9	15.6	60.14	50.5
	京都府	54.1	25.0	27.9	39.0	6.5	31.51	51.5
まん延防止等 重点措置区域	宮城県	41.3	24.3	27.7	33.1	4.4	16.87	20.4
	埼玉県	32.5	27.1	16.0	24.3	4.2	17.97	45.9
	千葉県	24.6	28.8	5.6	18.6	3.5	14.71	47.8
	神奈川県	20.7	23.1	14.1	17.4	6.4	16.80	49.8
	愛知県	32.0	17.8	11.9	28.9	9.6	20.93	43.9
	愛媛県	34.1	24.0	24.2	28.6	9.5	19.49	30.3
	沖縄県	87.5	37.8	63.5	85.5	11.6	49.83	52.5
	島根県	3.6	100.0	0.0	1.3	1.4	3.71	66.7

2. 市の主な対応状況

(1) 市対策本部会議 等

出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（計 28 回開催）（4 月 26 日現在）

※参考：これまでの本部設置状況

令和 2 年 1 月 30 日	出雲市新型コロナウイルス感染症警戒本部の設置（計 3 回開催）
3 月 4 日	出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置
4 月 7 日	緊急事態宣言発令に伴い、特措法に基づく対策本部に移行
5 月 25 日	緊急事態宣言解除に伴い、特措法に基づく対策本部から市緊急事態等対処計画に基づく対策本部に移行
令和 3 年 1 月 8 日	緊急事態宣言発令に伴い、特措法に基づく対策本部に移行
3 月 22 日	緊急事態宣言解除に伴い、特措法に基づく対策本部から市緊急事態等対処計画に基づく対策本部に移行
4 月 24 日	緊急事態宣言発令に伴い、特措法に基づく対策本部に移行

※特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

(2) 市民等への情報提供、注意喚起

①市長記者会見

②市長メッセージの発出

③各広報媒体での周知

（広報いずも（6 月 1 日臨時号、10 月 20 日別冊特集号）、新型コロナウイルス感染症対策啓発広報紙、市ホームページ、SNS、いずも防災メール、ケーブルテレビ文字放送、防災行政無線、有線放送）

④新型コロナウイルス感染症対策の啓発用CM動画

⑤関係団体等への情報提供、注意喚起

⑥新型コロナウイルス感染症患者が確認された市内店舗の利用者に、感染拡大防止に関する呼びかけ（12 月 14 日～1 月 8 日、1 月 14 日～28 日、2 月 9 日～15 日）

(3) 市民、関係団体等からの相談件数

（4 月 22 日現在）

相談内容	相談窓口	～3 年 3 月	3 年 4 月～
健康一般相談	健康増進課	868 件	13 件
ワクチン接種に関すること	ワクチン接種実施本部	65 件	710 件
特別定額給付金に関すること	政策企画課	約 9,045 件	1 件
町内会、自治会活動に関すること	自治振興課	39 件	2 件
小学校、中学校に関すること	教育政策課	338 件	2 件
保育所、幼稚園に関すること	保育幼稚園課	375 件	2 件
スポーツ、文化活動に関すること	文化スポーツ課	53 件	0 件
雇用に関すること	産業政策課	27 件	0 件
中小企業への支援に関すること	商工振興課	2,352 件	531 件
市税・保険料の徴収猶予等の相談	収納課、保険年金課 高齢者福祉課	997 件	5 件
水道料金、下水道使用料の支払猶予等の相談	営業総務課 斐川宍道水道企業団	36 件	0 件
市営住宅の減免に関すること	建築住宅課	27 件	0 件
市営住宅の提供に関すること	建築住宅課	8 件	1 件
その他（防災安全課、各行政センター等）		366 件	0 件
合 計		14,596 件	1,267 件

(4) ワクチン接種に向けた対応

- ・新型コロナウイルス感染症ワクチン接種実施本部を設置（2月1日）
- ・高齢者へのワクチン接種に向けた訓練を実施（2月22日）
- ・一般相談窓口（コールセンター）の開設（3月24日）
- ・高齢者へ接種券と案内チラシを発送（4月15日）

※準備状況については、**報告 福1**「新型コロナワクチン接種の実施にかかる接種体制及び当面のスケジュール等について」のとおり

(5) オリンピック聖火リレーにおける対応

①スタッフの感染予防対策

スタッフは市及び県職員のみで業務に従事し、マスク及びフェイスガードを着用する。

②観覧者の感染予防対策

- ・観覧者へのマスク着用、身体的距離の確保の要請
- ・インターネットを利用したライブ中継の周知

(6) 庁舎及び公共施設における感染予防対策

- ・庁舎及び施設内のドアノブ、手すり、エレベータなどの消毒、定期的な換気の実施
- ・窓口等に飛沫防止用ビニールカーテン、アクリル間仕切りの継続
- ・職員等に対し、感染防止策（マスク着用、手洗いの徹底）、出勤前の検温、毎日の行動記録を記載するなどの健康管理を徹底、接触確認アプリ（COCOA）の導入、会合・会食は、利用施設での換気や消毒など感染防止策が講じられている場所を利用

(7) 市の公共施設等の対応

①キャンセル対応

新型コロナウイルス感染症を理由とした公共施設のキャンセルについて、当分の間、使用料を求めない。

②市が主催するスポーツ・文化イベント等の開催、中止、延期、規模縮小等の判断目安の期間の延長について（3月5日）

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする（両方の条件を満たす必要）。

時期	収容率		人数上限
12月1日 ～4月30日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
	クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	
	100%以内 〔 席がない場合は 適切な間隔 〕	50% (※) 以内 〔 席がない場合は 十分な間隔 〕	

3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援事業

(1) 新型コロナウイルス感染症対策関係予算

①令和元年度（一般会計）

（単位：千円）

予算時期	計上項目	内容	金額
3月専決	繰越明許費 の追加	私立認可保育所における保健衛生用品等の 購入費補助	26,500

②令和2年度（一般会計）

（単位：千円）

予算時期	内容	内訳
【第1弾】 5月補正 (第1回)	①特別定額給付金事業	17,599,000
	②子育て世帯臨時特別給付金事業	263,500
	③小・中学校及び幼稚園における保健衛生用品等の購入費	37,500
	計	17,900,000
【第2弾】 5月補正 (第2回)	①中小企業緊急支援給付金事業	520,000
	②地域商業等再起支援事業	100,000
	③商工団体等事業継続支援活動補助	10,000
	④中小企業融資資金貸付事業	10,000
	⑤農林水産物販売活動支援事業	5,000
	⑥生活資金支援給付金事業	18,000
	⑦住居確保困難者支援給付金事業	2,700
	⑧ひとり親世帯等臨時給付金事業	88,000
	⑨就学援助事業	10,000
	⑩ICT教育環境整備事業	577,600
	⑪学力向上推進事業	6,000
	⑫新型コロナウイルス感染症対策基金積立	1,000
	⑬庁舎等管理費	7,900
	減額補正	▲56,200
計	1,300,000	
【第3弾】 6月補正 (第4回)	①中小企業緊急支援給付金事業	310,000
	②タクシー事業者等特別支援給付金事業	20,000
	③宿泊施設特別支援給付金事業	55,400
	④事業者向け相談窓口設置事業	7,000
	⑤飲食店感染症予防支援事業	8,000
	⑥出雲の飲食店応援プレミアム付食事券発行事業	286,000
	⑦観光業応援クーポン券発行事業	160,000
	⑧Go To 出雲キャンペーン事業	20,000
	⑨防災対策費	50,000
	⑩デジタルファースト推進事業	15,000
	⑪妊産婦支援給付金事業	46,800
	⑫障害者総合支援法施行事業	7,800
	⑬意思疎通支援事業	1,000
	⑭小学校管理費・中学校管理費	13,000
計	1,000,000	
【第4弾】 7月補正 (第5回)	①地域商業等再起支援事業（追加）	600,000
	②出雲の飲食店応援プレミアム付食事券発行事業（追加）	270,000
	③国・ひとり親世帯等臨時給付金事業	245,000
	④各種児童福祉施設管理運営費	98,000

	⑤生活資金支援給付金事業（追加）	36,000
	⑥ICT教育環境整備事業（追加）	464,000
	⑦校舎リフレッシュ事業	176,500
	⑧学校図書館活用事業	15,000
	⑨小・中学校及び幼稚園における保健衛生用品等の購入費（追加）	45,400
	⑩会計年度任用職員等任用費	1,700
	⑪各種指定管理施設管理運営費	48,400
	計	2,000,000
【第5弾】 9月補正 (第7回)	①一畑電車活性化事業	53,400
	②出雲生活バスサービス事業	77,150
	③出雲空港整備利用促進事業	3,350
	④冬の出雲誘客キャンペーン事業	100,000
	⑤修学旅行費支援事業	18,000
	⑥保育所・放課後児童クラブ等従事者応援協力金事業	131,700
	⑦乳幼児健康診査事業	2,900
	⑧新型コロナウイルス感染症拡大防止対策啓発事業	9,500
	⑨新型コロナウイルス感染症対策基金積立（追加）	4,000
	計	400,000
【第6弾】 12月補正 (第8回)	①各種指定管理施設管理運営費	99,800
	②民間譲渡施設特別支援給付金事業	5,000
	③市長・市議会議員選挙費	3,300
	④地域生活支援事業等受入体制強化事業	8,600
	⑤生活資金支援給付金事業（追加）	26,000
	⑥私立認可保育所特別事業補助	23,000
	⑦校舎リフレッシュ事業（小学校・中学校）	202,600
	⑧決算見込に基づく減額補正	▲128,300
	計	240,000
1月専決	新型コロナウイルスワクチン接種事業 ①接種体制確保経費 190,000 ②ワクチン接種費用 790,000	980,000
【第7弾】 3月補正 (第11回)	①就職活動PCR検査等費用助成事業	5,100
	②出雲の観光イメージアップ事業	3,000
	③ICT活用教育推進事業	25,800
	④小・中学校における保健衛生用品等の購入費（追加）	52,800
	⑤各種公共施設における感染症対策経費	76,000
	⑥各種指定管理施設管理運営費（追加）	18,500
	計	181,200

令和2年度(国民健康保険事業特別会計)

(単位:千円)

予算時期	内容	金額
【第5弾】 9月補正 (第1回)	国民健康保険料減免に伴う過年度保険料還付金	8,000

③令和3年度（一般会計）

（単位：千円）

予算時期	内容	金額
【第7弾】 第1回補正 ※【第7弾】 令和2年度 3月補正 (第11回) と合わせて 1,021,200	①出雲のお店応援プレミアム付商品券発行事業	555,000
	②出雲の観光応援クーポン券発行事業	112,000
	③出雲のお宿応援キャンペーン事業（山陰限定）	35,000
	④中小企業等新事業展開支援事業	101,500
	⑤商工団体等事業継続支援活動補助	10,000
	⑥飲食店感染症予防支援事業	10,000
	⑦農林水産物販売活動支援事業	5,000
	⑧芸術文化元気はつらつ活動応援事業	5,000
	⑨新型コロナウイルス感染症拡大防止対策啓発事業	6,500
	計	840,000
【第8弾】 4月専決	①国・子育て世帯生活支援特別給付金事業	230,000
	②生活資金支援給付金事業	20,000
		計

（2）各種支援事業の給付状況等

○実施中の事業

（4月22日現在 金額単位：円 執行率：％）

事業名	事業開始日	申請受付終了日	件数	金額	予算執行率
住居確保給付金	平成27年 4月1日	未定	27	4,704,140	100.0
水道料金・下水道使用料の支払猶予	令和2年 5月1日	未定	34	622,682	—
傷病手当金	令和2年 5月12日	令和3年 6月30日	0	0	—
市営住宅家賃の減免	令和2年 5月21日	令和4年 3月1日	9	190,800	—
就職活動PCR検査等費用助成事業	令和3年 3月1日	令和4年 3月31日	1	10,000	0.2
生活資金支援給付金	令和3年 4月1日	令和3年 6月30日	41	3,750,000	18.8
出雲のお店応援プレミアム付商品券発行事業	令和3年 3月7日	令和3年 8月31日	申込組数 142,992組	555,000,000	—
出雲の観光応援クーポン券発行事業	令和3年 5月1日	使用期限 令和3年 8月31日	配付組数 50,000	宿泊者向け配付金額 100,000,000	—
出雲のお宿応援キャンペーン事業（山陰限定）	令和3年 5月1日	令和3年 8月31日	0	0	—
中小企業等新事業展開支援事業	令和3年 4月26日	令和3年 7月23日	0	0	0
商工団体等事業継続支援活動補助	令和3年 4月1日	令和4年 3月20日	0	0	0
飲食店感染症予防支援事業	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日	申請店舗数 2	9,999,000	—
農林水産物販売活動支援事業（R3年度）	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日	0	0	0

事業名	事業開始日	申請受付終了日	件数	金額	予算執行率
芸術文化元気はつらつ活動応援事業	令和3年 4月1日	令和3年 12月28日	1	60,000	1.2
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日	0	0	0
国・子育て世帯生活支援特別給付金事業	令和3年 4月1日	令和4年 2月28日	0	0	0

○申請受付が終了した事業

事業名	事業開始日	申請受付終了日	件数	金額	予算執行率
出雲市中小企業信用保証料補助金	令和2年 4月1日	令和3年 3月31日	120	15,485,823	55.3
後期高齢者医療保険料の減免	〃 5月1日	〃 3月31日	13	1,167,370	—
特別定額給付金事業	〃 5月7日	令和2年 8月21日	66,932	17,463,400,000	99.9
児童クラブ利用自粛・閉所時保護者負担金の減免	〃 5月8日	〃 6月30日	762	664,925	—
保育所登園自粛・閉所時保育料の減免	〃 5月8日	〃 6月30日	2,610	14,336,360	—
徴収猶予（法人）	〃 5月14日	令和3年 2月1日	61	168,867,800	—
徴収猶予（個人）	〃 5月14日	〃 2月1日 （※保険料は 3月31日）	69	16,125,451	—
生活資金支援給付金（R2年度）	〃 5月26日	〃 3月31日	1,011	83,805,000	87.9
住居確保困難者支援給付金	〃 5月26日	令和2年 8月13日	22	1,980,000	73.3
出雲市中小企業等緊急支援給付金	〃 5月26日	令和3年 2月1日	3,557	478,900,000	58.1
出雲市商工団体等事業継続支援活動補助金	〃 5月26日	〃 3月20日	15	8,722,000	87.2
農林水産物販売活動支援補助金	〃 5月26日	〃 3月31日	9	5,219,000	100.0
子育て世帯臨時特別給付金事業	〃 6月1日	令和2年 9月30日	13,609	239,960,000	99.9
就学援助事業（昼食費補助）	〃 6月1日	〃 8月31日	1,728	13,771,000	100.0
地域商業等再起支援事業補助金	〃 6月15日	〃 11月30日	1,131	559,771,000	80.0
国民健康保険料の減免	〃 6月18日	令和3年 3月31日	166	41,516,738	—
介護保険料の減免	〃 6月18日	〃 3月31日	79	6,141,183	—
妊産婦支援給付金事業	〃 6月30日	〃 1月31日	2,177	43,540,000	98.6
宿泊施設特別支援給付金	〃 7月1日	令和2年 9月30日	63	46,500,000	100.0

事業名	事業 開始日	申請受付 終了日	件 数	金 額	予算 執行率
タクシー事業者等特別支援給付金	〃 7月1日	〃 9月30日	16	20,750,000	100.0
在宅障がい者等相談支援事業	〃 7月1日	令和3年 3月31日	1	39,000	3.0
ひとり親世帯等臨時給付金（市制度）	〃 7月8日	令和2年 7月31日	1,233	81,380,000	99.5
各種指定管理施設管理運営費（キャンセル料免除減収分）	〃 7月31日	〃 8月31日	49	43,718,000	90.3
観光業応援クーポン発行事業	〃 8月1日	使用期限 〃 12月31日	配付組数 50,000	宿泊者向け配付金額 150,000,000	配付率 100.0
各種児童福祉施設管理運営費加算（児童クラブ等）	〃 8月1日	令和3年 3月31日	58	55,484,223	91.0
ひとり親世帯等臨時給付金（国制度）	〃 8月3日	〃 2月28日	3,827	247,630,000	100.0
出雲の飲食店応援プレミアム付食事券発行事業	〃 8月7日	使用期限 〃 3月31日	販売組数 100,000	各世帯向け発行金額 500,000,000	発行率 100.0
出雲市飲食店感染症予防支援事業（店舗向けステッカー交付事業）	〃 8月26日	〃 3月31日	申請店舗数 223	委託料 8,580,000	100.0
一畑電車沿線地域対策協議会負担金	〃 9月25日	令和2年 11月16日	1	53,404,000	100.0
21世紀出雲空港整備利用促進協議会負担金	〃 9月25日	〃 10月26日	1	3,350,000	100.0
出雲生活バスサービス事業（出雲市公共交通特別支援補助金）	〃 9月25日	令和3年 3月31日	3	39,080,000	95.8
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	〃 9月26日	〃 3月31日	5	2,500,000	50.0
修学旅行費支援事業	〃 10月13日	〃 3月31日	9	1,540,803	16.7
冬の出雲誘客キャンペーン事業	〃 10月22日	〃 3月31日	-	59,156,436	88.3
保育所・放課後児童クラブ等従事者応援協力金事業	〃 12月18日	〃 3月1日	2,404	120,200,000	94.0
各種指定管理施設管理運営費（収支不足分）	〃 12月18日	〃 3月31日	26	73,662,682	62.3
地域生活支援事業等受入体制強化事業補助金	〃 12月21日	〃 3月31日	17	3,749,010	43.6
私立認可保育所特別事業補助金	〃 12月25日	〃 3月5日	149	55,320,190	90.4
病児・病後児保育事業補助金	〃 12月25日	〃 2月19日	10	4,805,278	80.1
令和3年度固定資産税・都市計画税の減額	令和3年 1月4日	〃 2月1日	559	-	-
民間譲渡施設特別支援給付金事業	〃 1月4日	〃 3月1日	5	5,000,000	100.0

(3) 新型コロナウイルス感染症対策寄附金の募集

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活や地域経済活動等を支援する事業に活用するため、寄附金を募集（令和2年6月1日～）

（4月22日現在 金額単位：円）

事業名	件数	金額
新型コロナウイルス感染症対策寄附金	92	7,399,039

4. 市内の状況

(1) 各部局が把握している市内の状況

部局	市内の状況（影響）
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の状況（4月22日現在） (1)出雲縁結び空港： <ul style="list-style-type: none"> JAL東京線 3往復運航中（2往復減便） 大阪線 2往復運航中（2往復減便） 福岡線・隠岐線 通常運航中 FDA名古屋線・静岡線・仙台線 通常運航中 神戸線 運休 (2)JR：通常どおり運行中（※特急列車は一部運休） (3)一畑電車：通常どおり運行中 (4)高速・空港連絡・観光バス：一部運休 (5)市内路線バス：通常どおり運行中
総務部	<p>【市内の私立高校・中学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、マスク等の対策を徹底。生徒・教員の毎日の検温を義務付け ・休み時間の窓開け換気も継続して実施 <p>【市内の専門学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外者との会食は飲酒の有無に関わらず自粛、5人以上の飲食を控えるよう指導、連休中も含め県外への移動は極力控える。 ・緊急事態宣言対象区域に滞在した場合は、PCR検査を受検し、陰性確認後に登校するよう指導（出雲コアカレッジ） ・県外への移動は禁止（出雲医療看護専門学校） <p>【島根大学医学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒を伴う会食は自粛、5人以上の飲食は控えるよう指導 ・学生のキャンパスへの入構は原則禁止を継続中、実習を除いてオンライン授業。実習生は全員に抗原定量検査を受検させる。 ・学生の帰省は極力控えるよう指導し、移動する際は、移動届の提出を義務付け。 ・学校指定の「感染注意地域」からの来県者との接触や、同地域への移動は極力控え、やむをえず移動した場合は、帰県後14日間は自宅待機し健康観察する。 <p>【島根県立大学出雲キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒を伴う会食は、人数に関わらず禁止。飲酒しない会食も自粛し、会食する場合は4名以下で短時間とし、会話をするときにはマスクを着用する。 ・県外への移動は極力控え、やむを得ず移動する場合は、事前に移動予定（理由・期間・移動先）を提出する。帰県後14日間は自宅待機（行動自粛）し、健康観察と感染症対策を徹底する。また、新型コロナウイルス感染症の自費検査（抗原定量検査、PCR検査）を積極的に受けるよう指導している。 ・県外者との接触は極力控える。同居家族が県外へ移動した場合、帰県後14日間は当該同居家族との接触を避け、感染予防に努める。 <p>※市内の各専門学校、大学とも入学式は規模を縮小して実施。</p>

財政部	<p>【日曜納税相談の状況】</p> <p>①令和2年8月2日(相談者:5名)、②令和2年9月6日(相談者:3名)、 ③令和2年10月4日(相談者:2名)、④令和2年11月1日(相談者:7名)、 ⑤令和2年12月6日(相談者:4名)、⑥令和3年1月10日(相談者:1名) ※令和2年4月5日、5月10日、6月7日、7月5日は中止</p> <p>【建設工事、測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加有資格者名簿の延長】</p> <p>・令和3・4年度の名簿作成に係る定期申請を予定していたが、申請者向けの説明会や審査作業等の円滑かつ確実な実施が見込めないため、入札参加有資格者名簿の有効期間を1年間延長した。</p> <p>【市・県民税申告相談】</p> <p>・市・県民税申告相談(令和3年2月16日～3月15日)では、各会場で密を回避するため、入場整理券(相談時間を指定)を発行し実施した。</p>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急小口資金(特例)申請数715件(4/22時点) ・総合支援資金(特例)申請数560件(4/22時点) ・住居確保給付金 申請数28件(4/22時点)
子ども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等、幼稚園、児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター:各施設が最大限感染症対策に努めながら、通常どおり開所している。
市民文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力を理由に避難している方の特別定額給付金の申立に関する相談件数:22件 ・出雲弥生の森博物館・荒神谷博物館は、博物館・史跡公園のガイド対応人数制限を設けているほか、移動制限等発令地域からの来館者に対しては、ガイドを見合わせている。また、手で触れることのできる展示の一部を休止している。
経済環境部	<p>(1) 市内の経済状況</p> <p>① 商工業への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショッピングセンターやホームセンターでは、3月の売上について新型コロナによる影響はほとんどないところがある。 ・4月の観光客が想定以上に減っている状況もあり、仕入れた土産物品(菓子等食料品)の賞味期限が近づき、販売に苦慮している店舗がある。 ・飲食店では、3月の昼の売上は前年よりも良いが、夜の売上は前年比6割程度となっている事業者がある。この飲食店では、4月に入ってから、夜の売上は少なく、昼はGo To イート食事券が売上に貢献しているものの、ゴールデンウィークは期待できないと見込んでいる。 ・バー・スナックでは、歓送迎会がほとんど行われないうちに、2次会としての利用も少なく、依然として売上減に悩む事業者がある。 ・食料品卸売業では、3月の売上が「We love Sanin」の効果もあり、一昨年と比較して80%～90%。4月は土産物店との取引大幅減となっており、観光客の入込状況により、売上が大きく影響を受けている事業者がある。また、地元、首都圏スーパー等への卸売に大きな影響なく、お取り寄せが好調のところがある一方、関西圏等での「まん延防止等重点措置」適用に伴い受注量減少となっているところがある。 ・自動車関連を含め、製造業においては、操業度や売上高が引き続き回復傾向にある。 ・建設業においては、6か月連続で、前月比、前年同月比、今後3か月予測ともに同程度と見通しを立てていたが、3月において前年同月比売上高・採算が「やや悪化」、今後3か月においても採算・業況ともに「やや悪化」を見込んでいる事業者がある。〔出雲商工会議所の3月期経済動向調査報告〕

	<p>② 観光への影響</p> <p>出雲大社周辺の観光入込客数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月 前年比約5割 ・7月 4連休の影響もあり、前年比約8割まで回復 ・8月 夏のお盆は、帰省を自粛する、不要不急の外出を自粛するムードがあり、前年比約6～7割程度 ・9月 前年比約8割 ・10月 GoTo トラベル「地域共通クーポン」開始の効果もあり、前年並みまで回復 ・11月 前月から引き続き前年並みを維持 ・12月 前年並みを維持 ・1月 悪天候の影響や緊急事態宣言（11都府県）の発令により、前年比3割程度 ・2月 緊急事態宣言の延長により、前年比約5～6割程度 ・3月 緊急事態宣言解除により、ほぼ前年(R2)並み [R1比/8割] ・4月前半 前月から回復傾向にあったが、まん延防止等重点措置の対象区域が拡大しており、GWに向けその影響が懸念される。 [R1比/8割] <p>(2) 市内の雇用情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月の有効求人倍率は、1.45で前月（1.50）を0.05ポイント、前年同月比では0.36ポイント下回った。 ・2月の人員解雇数は、6事業所6人となり前月（11事業所28人）から減少したが、引き続き注視が必要。 ・島根労働局が示す県内の雇用情勢判断は、R2.4月以降「注意を要する状況にある」とする判断が、11か月間続いている。
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点は農畜産物販売への大きな影響は出ていないが、米、切り花を中心に、今後業務向けの需要減少による価格低下が懸念されている。 ・木材価格や製紙用チップ・合板用原木の出荷量は、例年並みとなっている。 ・魚価は回復傾向
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・都市建設部発注済み工事に対する建設事業者からの工期延期や資材調達等に関する相談なし ・市営住宅の家賃減免、提供に関する相談受付中
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校について 各校が、授業、学校行事、部活動の実施に際し、最大限感染症対策に努めている。 また、1月8日から緊急事態宣言が発出された区域（4月8日からはまん延防止等重点措置が適用されている地域を追加）への教職員の出張は命令しないとともに、私的な場合においても、当該区域はもとより感染者が多い都道府県への不要不急の移動を自粛するよう求めている。 令和3年度の水泳授業については、感染拡大防止の観点から中止することとし、通知した。
消防本部	<p>消防団の活動について（感染防止対策を徹底する）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害活動は実施する。 ・車両及びポンプの点検は最小人数で実施する。 ・警戒巡回及び各会議は実施の必要性を方面隊で協議し実施可とする。 ・訓練は実施しない。 ・消防団として飲食を伴う会を設けない。
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金、下水道使用料の支払猶予の相談受付中
総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「発熱外来・検査センター」の設置（12月1日から運用開始） ・PCR 自費検査（試薬の不足により受付一時中止） ・病棟においては原則面会禁止（4月23日から当分の間）

5. 国の主な対応状況

(1) 政府対策本部等

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部設置（令和2年1月30日）
- ②新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の決定（令和2年2月25日）
- ③政府対策本部会議：計62回開催（4月26日現在）
- ④政府専門家会議：計17回開催（令和2年7月3日廃止）
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策分科会：計27回開催（4月26日現在）

(2) 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置、基本的対処方針

①緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の実施

	内容	対象期間	対象地域
緊急事態宣言	宣言発令	令和2年 4月7日～5月6日	東京都、大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、 兵庫県、福岡県
	区域変更	4月7日～5月6日	対象地域：全都道府県 特定警戒都道府県：13都道府県 東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、 千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、 京都府、兵庫県、福岡県
	期間延長	4月7日～5月31日	対象地域：全都道府県（変更なし） 特定警戒都道府県：13都道府県（変更なし）
	区域変更	5月14日 ～5月31日	対象地域：東京都、大阪府、北海道、埼玉県、 千葉県、神奈川県、京都府、兵庫県 特定警戒都道府県：上記8都道府県
	区域変更	5月21日 ～5月31日	対象地域：東京都、北海道、埼玉県、千葉県、 神奈川県 特定警戒都道府県：上記5都道府県
	宣言解除	5月25日	
	宣言発令	令和3年 1月8日～2月7日	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
	区域変更	1月14日～2月7日	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、 岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、 福岡県
	期間及び 区域変更	2月8日～3月7日	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、 愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
	区域変更	3月1日～3月7日	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
	期間延長	3月8日～3月21日	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
	宣言解除	3月21日	
	まん延防止等重点措置	措置実施	4月5日～5月5日
区域変更		4月12日～5月5日	宮城県、大阪府、兵庫県、京都府、沖縄県
		4月12日 ～5月11日	東京都
区域変更	4月20日～5月5日	宮城県、大阪府、兵庫県、京都府、沖縄県	

		4月20日 ～5月11日	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県
緊急事態 宣言	宣言発令	4月25日 ～5月11日	東京都、大阪府、兵庫県、京都府
まん延防 止等重点 措置	期間及び 区域変更	4月20日 ～5月11日	宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、 沖縄県
		4月25日 ～5月11日	愛媛県

②基本的対処方針

【緊急事態宣言区域における取組】

(1) 飲食対策の徹底

- ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請、左記以外の飲食店に対する20時までの時短要請 ※命令・罰則あり
- ・飲食店に対して、客に対するマスク着用等の感染防止措置の周知、当該措置を講じない者の入場禁止等を要請 ※命令・罰則あり
- ・住民に対して、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること等の感染防止に必要な協力を要請
- ・住民に対して、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起

(2) 人流の抑制

- ・催物・イベントについて、原則として無観客で開催するよう要請（社会生活の維持に必要なものを除く。）
- ・1000㎡以上の多数の者が利用する一定の集客施設に対する休業要請（生活必需関係、学び関係、ライフイベント関係等を除く。）
- ・住民に対して、日中も含めた不要不急の外出・都道府県間の移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動することの要請
- ・鉄道、バス等の交通事業者に対して、平日の終電繰上げ、週末休日における減便等の協力を依頼

(3) クラスタ発生が増加している感染源対策

- ・在宅勤務（テレワーク）、大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割減
- ・現場での集団活動を伴う職場等において、特に感染防止策の徹底、検査の充実等に取り組むよう働きかけ
- ・学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請

(4) 医療提供体制

- ・医療人材の応援派遣の実施や、感染急拡大時の時限的緊急避難としての不急の一般医療の制限も含めた、コロナ対応に必要な病床・宿泊療養施設の速やかな確保
- ・健康観察業務の外部委託等による宿泊療養施設・自宅療養における健康管理体制の確保

(5) その他

- ・原則として全ての飲食店等に対し、休業要請及び時短要請・ガイドラインの遵守を実地に働きかけ
- ・上記の他、まん延防止等重点措置として実施することとなっている「重点検査の実施等」に取り組む

【まん延防止等重点措置の強化策】

(1) 飲食対策の徹底

- ・ 飲食店に対して、酒類及びカラオケ設備提供の終日自粛の要請
※同措置について命令・罰則ありの要請を可能にするため、告示を改正
- ・ 措置区域内の全ての飲食店に対する見回り・働きかけを引き続き実施。特に、宣言区域からの利用者の流入が懸念される区域について、重点的に実施。
- ・ 住民に対して、時短要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること等の感染の防止に必要な協力を要請
- ・ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起

(2) 人流の抑制

- ・ 飲食店等以外の大規模な集客施設（劇場・映画館、デパート等の政令第 11 条に規定する施設）に対して、
 - ①夜間の人流抑制につながるよう営業時間短縮
 - ②施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底
 についての働きかけを徹底

(3) 宣言区域との往来自粛の徹底

- ・ 緊急事態宣言区域との往来については、自粛を徹底。同区域への通勤についても、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、宣言期間中の出勤の大幅な減少を目指す。
- ・ 鉄道事業者等に対して、上記取組への協力として、宣言区域と往来する路線について、週末及び休日における減便を依頼

(3) ワクチン確保・接種に係る取組

① ワクチンの供給状況

- ・ 医療従事者等への接種に向けた供給見通し

1 箱：195 バイアル 1 バイアルで 5 回接種とした場合、975 回分接種可能

(1 バイアルで 6 回接種の注射器の場合、1170 回分接種可能)

供給時期	供給量（単位：箱、回分）	
	1 回目接種分	2 回目接種分
3 月 1 日の週	500 箱	
3 月 8 日の週	500 箱	
3 月 22 日の週	200 箱	500 箱
3 月 29 日の週	200 箱	500 箱
4 月 12 日の週	1,200 箱	200 箱
4 月 19 日の週	1,200 箱	200 箱
5 月 3 日の週		1,200 箱
5 月 10 日の週		1,200 箱
	追加で 1,000 箱程度を供給	

5 月 10 日の週で医療従事者等への接種の必要量の供給は完了する見込み

・高齢者等への接種に向けた供給見通し

供給時期	供給量（単位：箱、回分）
	1回目接種分
4月5日の週	100箱（各都道府県に2箱、東京・神奈川・大阪は4箱）
4月12日の週	500箱（各都道府県に10箱、東京・神奈川・大阪は20箱）
4月19日の週	500箱（各都道府県に10箱、東京・神奈川・大阪は20箱）
4月26日の週	1,741箱（全ての市区町村に1箱）
5月9日までに	4,000箱
5月10日の週及び5月17日の週で16,000箱程度	

以降、6月末まで順次高齢者への2回接種分を配布できる量を供給する見込み

②ワクチン接種実績（首相官邸ホームページ 4月26日公表時点）

	医療従事者			高齢者等
	合計	1回目	2回目	計
全国の接種回数	2,643,238回	1,764,504回	878,734回	74,852回
うち島根県	18,176回	12,180回	5,996回	819回

(4) 感染拡大防止対策・医療提供体制の整備（第16報以降の主なもの）

- ①都道府県に対し、今後の感染拡大に備えた医療提供体制等の早急な検討・整備を要請（3月24日）
- ②「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」の策定（4月1日）
- ③都道府県に対し、ゴールデンウィーク等連休時の医療提供体制の確保を要請（4月13日）
- ④「ステージ判断のための指標」の見直し（4月16日）
- ⑤イベント開催制限の期間の延長（4月23日）
- ⑥新型コロナウイルス感染症の治療薬として「バリシチニブ」を承認（4月23日）

(5) 緊急対応策、緊急経済対策、補正予算

対策・予算	財政規模	概要
緊急対応策【第1弾】 （令和2年2月13日）	予備費 103 億円を講じ、総額 153億円の対応	・帰国者等への支援、・国内感染対策の強化 ・水際対策の強化、・影響を受ける産業等への緊急対応、・国際連携の強化等
緊急対応策【第2弾】 （3月10日）	財政措置： 約0.4兆円 金融措置： 総額1.6兆円	・感染拡大防止策と医療提供体制の整備 ・学校臨時休業に伴って生じる課題への対応 ・事業活動の縮小や雇用への対応 ・事態の変化に即応した緊急措置等
緊急経済対策 （4月7日） （4月20日変更）	財政支出： 48.4兆円程度 事業規模： 117.1兆円程度	・感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 ・雇用の維持と事業の継続 ・次段階として官民を挙げた経済活動の回復
第1次補正予算 （4月30日成立）	補正額： 約25.7兆円	・強靱な経済構造の構築 ・今後の備え

第2次補正予算 (6月12日成立)	補正額： 約31.9兆円	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金の拡充等、・資金繰り対応の強化、・家賃支援給付金の創設、・医療提供体制の強化 ・その他の支援（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充、低所得のひとり親世帯への追加的な給付、持続化給付金の対応強化、その他） ・新型コロナウイルス感染症対策予備費
「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」 (12月8日閣議決定)	財政支出： 40.0兆円程度 事業規模： 73.6兆円程度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策 ・ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 ・防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保
第3次補正予算 (1月28日成立)	補正額： 約19.1兆円	

○令和2年度新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用実績 (単位：億円)

閣議決定日	内 容	金額額
令和2年度1次補正追加額 (令和2年4月30日成立)		15,000
令和2年度2次補正追加額 (令和2年6月12日成立)		100,000
令和2年度3次補正における修正減少 (令和3年1月28日成立)		▲18,500
5月19日	学生支援緊急給付金の創設	531
5月26日	医療用マスク・ガウン等の優先配布、診療報酬上の特例的な措置	1,839
8月7日	持続化給付金、個人向け緊急小口資金等の特例貸付、検疫体制の強化	11,257
9月8日	ワクチンの確保	6,714
9月15日	検査体制の抜本的な拡充、医療提供体制の確保、ワクチンの確保等、個人向け緊急小口資金等の特例貸付等	16,386
10月16日	雇用調整助成金、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金、農林漁業者の経営継続補助金	5,492
12月11日	Go To トラベル期間延長、ひとり親世帯臨時特別給付金	3,856
12月25日	更なる病床確保のための緊急支援、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	4,862
1月15日	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	7,418
2月9日	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、一時支援金、PCR検査による感染拡大の端緒の早期探知	11,373
3月23日	個人向け緊急小口資金等の特例貸付、子育て世帯生活支援特別給付金、新型コロナウイルス感染症対応休業給付金、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援、政府による対策の広報の強化、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金	21,693
予備費残額		5,080

6. 県の主な対応状況

(1) 県対策本部等

- ①危機管理対策本部の設置 (R2年1月30日)
- ②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく島根県対策本部の設置 (R2年3月26日)
 県対策本部会議：計30回開催 (4月26日現在)

(2) 感染拡大防止策・医療提供体制の整備の主な取組

- ①島根県病床確保計画の策定 (7月9日公表)
 - ・入院病床：200床＋予備53床 (指定医療機関及び入院協力病院：22機関)
 - ・宿泊療養：98室 (玉造国際ホテル45室、少年自然の家20室、サンレイク33室)
 - ・病床使用率 (4月26日24時時点)

確保病床数	即応病床	入院患者数	病床利用率	
			確保病床	即応病床
253床	133床	41人	16.2%	30.8%

- ②宮城県へ保健師2名を派遣 (4月7日～4月13日)
- ③イベント開催制限の期間延長 (～5月11日まで)
- ④感染拡大地域に在住の基礎疾患を有する島根県出身者等への一時帰県支援 (4月19日)
 対象地域：「緊急事態措置」宣言が発令された都道府県、「まん延防止等重点措置」が適用された地域のある都道府県のうち、全入院者及び重症患者の確保病床使用率が新たに50%以上となった都道府県
 対象期間：令和3年4月24日(土)から6月2日(水)の宿泊
- ⑤PCR検査、抗原検査体制
 - ・県内検査件数：19,437件 (4月26日公表時点)
 - ・変異株の疑いを確認するためのPCR検査を開始 (2月以降)
 県内での変異株確認件数：29件 (4月26日公表時点)

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置

年度	予算時期	項目	予算 (百万円)
R元	3月専決 (3月25日)	(1)生活福祉資金の特例貸付 (2)認可外保育施設等の感染拡大防止 (3)障がい児放課後等デイサービスの利用者の負担軽減 (4)感染症患者入院医療機関の設備整備支援 ※中小企業者等向け及び農業者・漁業者向けの制度融資資金は3月専決に先立って制度創設	214
R2	4月専決 (4月30日)	(1)医療提供体制の強化 (2)学校における感染防止・臨時休業等への対応 (3)社会福祉施設等における感染防止対策 (4)県内経済を守る施策 (5)県民生活の支援 (6)県行政の体制強化	6,774
	5月専決 (5月22日)	(1)PCR検査対象の拡大 (2)PCR検査体制の強化に向けた保健環境科学研究所の改修 (3)県立学校等における遠隔授業等の環境整備 (4)中小企業者等に対する相談体制の強化	724

	6月補正	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	16,391
	7月専決 (7月31日)	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	6,214
	9月補正	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	10,833
	11月補正	【追加対策】 4,139百万円 I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 【減額補正等】 ▲482百万円	3,657
	11月補正 (追加分)	無症状者等の宿泊療養施設整備事業	4
	2月補正 (1号議案)	①新型コロナウイルス感染症対応資金の融資枠増額 ②県内飲食業需要回復・拡大の支援 ③県産品を活用した観光需要の下支え ④新型コロナウイルス感染症対策調整費	2,096
	2月補正 (3号議案)	【追加対策】 5,701百万円 I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他 【減額補正等】 ▲1,552百万円	4,149
R 3	当初予算	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	6,907

(4) 県民への要請 (令和3年4月26日) ※下線は第16報時点からの変更箇所

<p>県民の皆様に対し、以下のとおり要請します。 要請期間は、<u>令和3年5月11日まで</u>とします。</p> <p>(都道府県をまたぐ移動について)</p> <p>1. <u>緊急事態措置を実施すべき区域である、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県との往來を控えてください。</u> <u>まん延防止等重点措置を実施すべき区域である宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県との往來を控えてください。</u> また、<u>北海道札幌市、山形県山形市、和歌山県、香川県、福岡県</u>などのように、各都道府県から住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往來については、慎重な判断をお願いします。特に、発熱等の症状がある場合は、往來を控えてください。</p> <p>ただし、やむを得ない仕事や、転勤、就職活動、葬儀、看病・介護などでの往來は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありません。</p>

(基本的な感染症対策の徹底について)

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面(飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)」に注意し、引き続き

- (1) 「3つの密」の回避、(2) 「人と人との距離の確保」
(3) 「マスクの着用」、(4) 「手洗いなどの手指衛生」など、

基本的な感染症対策に取り組むようお願いいたします。

また、発熱や風邪等の症状がある方は、無理をせず仕事や学校を休んで頂き、外出を控え、まずは、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、早めに受診してください。各職場においても、職員の体調がすぐれない場合はすみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理に努めてください。

(飲食店の利用について)

3. 各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、次の内容をお願いいたします。

- (1) 「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えてください。
(2) 飲食の際の人数を、9人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅での宿泊をされた方は、2週間経過するまでは参加を控えてください。
(3) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で1時間30分を限度としてください。
(4) 歓迎会等については、異動や採用に伴い、県外から来られた方がおられる場合には、これらの方々に来県されてから2週間を経過した後に、実施して頂きますようお願いいたします。

- (5) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、

- ① 県外での利用は控えてください。
② 県内でも、県外の方との利用を控えてください。

ただし、いずれの事項も、「鳥取県」と、生活(通勤、買物等)圏域に属する「広島県・山口県」の一部の地域については、県内と同様に取り扱うこととします。

(十分な換気の実施について)

4. 略

(業種ごとのガイドライン遵守について)

5. 略

(イベント開催の目安について)

6. 略

(接触確認アプリの活用について)

7. 略

(事業所での接触低減の取組について)

8. 略

(誹謗中傷や差別の防止について)

9. 略